

定 款

六 本 木 商 店 街 振 興 組 合

六本木商店街振興組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、六本木商店街振興組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、東京都港区六本木3丁目10番から18番及び同4丁目4番から12番（7番を除く。）、同5丁目1番から5番、8番、16番から18番、同6丁目7番、同7丁目6番から14番（11番を除く。）並びに六本木3丁目8番12号、15号、同6丁目1番1号から8号、10号、23号、24号、26号、8番8号、同7丁目15番7号、9号、10号、30号、31号の各区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、総会の議決を経て規約で定める。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにする共同販売促進に関する事業
- (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- (3) 組合員の事業に係る休日、閉店又は閉店の時刻等に関する指導
- (4) 街路灯・時計塔・花壇・事務所等組合員及び一般公衆の利便を図るための共同施設の設置及びその維持管理
- (5) 組合員の事業の発展に資するためにする組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言
- (6) 組合員が建築協定を締結する場合におけるあっせん
- (7) 組合員の福利厚生に関する事業
- (8) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 組合の地区内に不動産を所有する者であつて、かつ、その地区内で小売商業を営む者
- (2) 組合の地区内に不動産を所有する者であつて、かつ、その地区内でサービス業を営む者
- (3) 組合の地区内に不動産を所有する者であつて、かつ、その地区内で前2号以外の事業を行う者
- (4) 組合の地区内において、小売商業、サービス業及びその他の事業を行う者であつて、かつ、本組合の事業目的に賛同する者

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2. 前項の加入の諾否は、理事会において決する。
3. 前項の規定により理事会の承諾を得た者は、引受出資口数に応ずる出資金の払込みを了したとき（持分を承継することにより加入する場合は、それを承継したとき。）に組合員となる。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員となったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(議決権及び選挙権)

第11条 組合員は、各1個の議決権及び役員選挙権を有する。

2. 組合員は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合員が署名した書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
3. 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。
4. 代理人が代理する組合員の数は、4人以内とする。
5. 代理人は、その代理権を証する書面を、議決権を行う前に、本組合に提出しなければならない。

(経費の賦課)

第12条 本組合は、その行う事業の費用にあてるため、組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法、その他必要な事項は、總會において定める。

(使用料及び手数料)

第13条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料又は手数料は、總會で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(自由脱退)

第14条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までにその旨を記載した書面で行わなければならない。

(除名)

第15条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員を総会の議決によって除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他本組合の信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払い戻し)

第16条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合正味財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額。）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一つに該当する場合は、事業年度の終りにおいて、その出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
 - (2) 事業の一部を廃止したとき
 - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき
2. 前項の請求は、事業年度の末日の90日前までにその旨を記載した書面で行わなければならない。
 3. 本組合は、第1項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
 4. 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払い戻し。）の規定を準用する。

(届 出)

第18条 組合員は、次の各号の一つに該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき

(過 意 金)

第19条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員に対し、総会の議決により過意金を課すことができる。この場合において本組合は、その総会の会日の10日前までにその組合員に対して、その旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第15条第1号から第3号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした組合員

(延 滞 金)

第20条 本組合は、組合員が経費、使用料、手数料及び過意金の支払いその他本組合に対する債務を履行しない場合は、履行期限の到来した日の翌日から履行の日まで年12パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持 分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算出する。

2. 持分の算定にあたっては、100円未満の数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員)

第24条 本組合に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 2人又は3人

2. 理事のうち1人を理事長、2～5人を副理事長とし、理事会において選任する。
3. 理事のうち組合員又は組合員たる法人の役員でない者については理事人数の三分の一をこえることができない。

(役員選挙)

第25条 役員は、總會において選挙する。

2. 役員選挙は、速記式無記名投票によって行う。
3. 有効投票の多数を得た者を（辞退した場合は繰上げ。）当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
4. 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者の全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
5. 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定はその總會において選任された選考委員が行う。
6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを總會にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。
7. 一つの選挙をもって2人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、2年又は就任後第2回日の通常總會の終結時までのいずれか短い期間とする。

2. 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のために選挙された役員任期は、現任者の残任期間とする。
3. 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員任期は、第1項に規定する任期とする。
4. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員職務を行う。

(理事長及び副理事長の職務)

第27条 理事長は、本組合を代表して本組合の業務を執行する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。

3. 理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第28条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

第29条 役員は、法令、定款及び規約の定め並びに總會の議決を順守し、本組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員報酬)

第30条 役員に対する報酬は、總會において定める。

(顧問及び相談役)

第31条 本組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問は学識経験のある者のうちから、又相談役は本組合に多年功勞のあった者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職員)

第32条 本組合に職員若干名を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第33条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも理事会の議決を経て、理事長が招集する。
3. 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組員に発して行うものとする。

(総会の議決事項)

第34条 商店街振興組合法（以下「法」という。）又はこの定款で定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事等)

第35条 総会の議事は、組員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、総会ごとに出席した組員又は組員たる法人の代表者のうちから選任する。
3. 総会においては、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者（書面又は代理人によって議決権又は選挙権を行使する者は除く。）の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

(特別の議決)

第36条 次の事項は、組員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散又は合併
- (3) 組員の除名

(総会の議事録)

第37条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名しなければならない。

2. 議事録には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 総会の招集通知日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 組員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決極数。）

(理事会)

第38条 本組合に理事会を置く。

2. 理事会は、理事長が招集する。

3. 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。

4. 理事会の招集は、各理事に対し、会日の7日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。ただし、理事全員の同意ある場合は、招集手続を省略することができる。

5. 理事は、必要があると認めるときは、いつでも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

6. 前項の請求をした理事は、その請求の日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集手続をしない場合は、第2項の規定にかかわらず自ら理事会を招集することができる。

(理事会の議決事項)

第39条 法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関し重要な事項

(理事会の議事等)

第40条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3. 理事は、やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事録については、第37条(総会の議事録。)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)。」とあるのは、「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)。」と読み替えるものとする。

(委員会)

第42条 本組合は、その事業の執行に関し理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約において定める。

第7章 管 理

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第43条 理事は、定款、規約及び組合員名簿を本組合の事務所に備えて置かなければならない。

2. 理事は、総会及び理事会の議事録を10年間本組合の事務所に備えて置かなければならない。

3. 組合員及び組合の債権者は、いつでも理事に対し、第1項及び第2項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第44条 理事は、毎事業年度、通常総会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これを本組合の事務所に備えて置かなければならない。

2. 監事は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、通常総会の会日の前日までに意見書を理事に提出しなければならない。

3. 理事は、前項に規定する監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4. 組合員及び組合の債権者は、いつでも理事に対し第1項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧等)

第45条 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第8章 会 計

(事業年度)

第46条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第47条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の準備金は、損失のてん補にあてる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第48条 本組合は、減資差益(第16条ただし書きの規定によって払い戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第49条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(教育情報費用繰越金)

第50条 本組合は、第7条第2号の事業の費用にあてるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金及び繰越金)

第51条 1事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第47条の規定による法定利益準備金、第49条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第52条 前条の配当は、総会の議決を経て、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1) 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当

(2) 組合員が事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてする配当

(3) 前2号を併用した配当

2. 前項第1号又は第3号の出資額に応じてする配当は年10パーセントを越えないものとする。

3. 配当金の計算については、第23条第2項(持分。)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第53条 損失金のでん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第54条 本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の20分の1以上を計上する。

附 則

(実施の時期)

1. この定款は、本組合の成立の日から実施する。

(任期の特例)

2. 設立当時の役員の任期は、本定款第26条の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

(事業年度の特例)

3. 設立当初の事業年度は、本定款第46条の規定にかかわらず本組合の設立の日に始まり平成8年3月31日に終わるものとする